

介護保険料口座振替に関する Q&A

【Q1】 口座振替の手続きはどのようにすればいいですか。

【A1】 介護保険料口座振替依頼書(オレンジ色)に必要事項を記入し、預貯金通帳、金融機関のお届け印、納付書をご持参の上、お取引のある金融機関またはゆうちょ銀行の窓口で手続きいただきますようお願いいたします。

【Q2】 口座振替ができる金融機関はどこですか。

【A2】 次の金融機関で手続きできます。

- | | |
|--------|--|
| (銀行) | りそな、三井住友、みずほ、三菱 UFJ、関西みらい、池田泉州、南都、徳島大正 |
| (信用金庫) | 大阪シティ、大阪商工、大阪 |
| (信用組合) | 成協、のぞみ、大同 |
| (労働金庫) | 近畿労働 |
| (農協) | 大阪中河内 |
| (ゆうちょ) | 全国のゆうちょ銀行 |

【Q3】 口座振替は毎年申し込みが必要ですか。

【A3】 一度お申し込みいただくと、毎年自動的に継続します。

【Q4】 口座振替を申し込むと開始時期はいつになりますか。

【A4】 申込月の翌月以降から開始可能です。依頼書の希望開始時期に○をつけます。開始時期までの保険料は納付書で納めていただきます。

〈例〉 10 期(1 月分)より口座振替を開始したい場合、依頼書にある希望開始時期の欄の 10 期(1 月分)に○をつけ、12 月末までに金融機関で口座振替の申し込みを済ませます。この場合、9 期分(12 月分)までの未納分については納付書で収めていただきますようお願いいたします。

【Q5】 振替日はいつになりますか。

【A5】 毎月末日です(末日が金融機関の休業日の場合は、翌営業日となります。)。12月の振替のみ28日となるのでご注意ください(28日が金融機関の休業日の場合は、翌営業日となります。)

【Q6】 残高不足などで振替ができなかった場合、どうすればいいですか。

【A6】 口座振替不能のお知らせとともに、納付書を送付しますので、お近くの金融機関窓口でお支払いいただきますようお願いいたします。再振替はできません。

【Q7】 これまで口座振替していた口座を変更したい場合、どうすればいいですか。

【A7】 振替金融機関、口座名義人、口座番号など変更があった場合は、再度、介護保険料口座振替依頼書(オレンジ色)に新しい口座情報で必要事項を記入し、初回手続きと同様に金融機関の窓口で手続きいただきますようお願いいたします。新しい口座からの振替開始時期についても同様です(最短で申込月の翌月振替分から可能)。

【Q8】 確定申告で、口座振替で支払った1年間の保険料を知りたい場合、どうすればいいですか。

【A8】 通帳に印字された振替日とその年の1月1日から12月31日までのものを合計いただきますようお願いいたします。お申し出があれば、前年の納付確認書を発行いたします。

【Q9】 特別徴収(年金からの天引き)が開始されたら、口座振替はどうなりますか。

【A9】 特別徴収が優先されるため、口座振替は停止します。(二重払いにはなりません)ただし、普通徴収保険料が賦課された場合(※)は、口座振替が再開されます。この場合、事前に納入(変更)通知書を送付します。

(※)原則、特別徴収となりますが、所得更正により当初決定した年間保険料に更正が生じた場合などの事情により、支払い方法が変更されることがあります。

【Q10】 事情により口座振替を廃止したい場合、どうすればいいですか。

【A10】 高齢介護課介護管理係(072-972-1572)までご連絡いただきますようお願いいたします。介護保険料の口座振替を廃止し、代わりに納付書を送付します。